北海道告示第10311号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年3月3日

北海道知事 鈴木 直道

- (1) 施行者の名称
 足寄町
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称 足寄都市計画下水道事業 足寄公共下水道
 - 事業施行期間平成6年9月2日から令和9年3月31日まで
 - (4) 事業地
 - ア 収用の部分 変更無し
 - イ 使用の部分

平成6年北海道告示第1474号、平成9年北海道告示第966号、平成11年北海道告示第1938号、平成15年北海道告示第501号、平成18年北海道告示第10290号、平成22年北海道告示第10455号、平成25年北海道告示第10267号、平成27年北海道告示第10021号、平成29年北海道告示第10291号及び令和4年北海道告示第10457号のうち足寄郡足寄町南1条5丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、北1条4丁目、北3条2丁目、北4条2丁目、北5条1丁目、北6条1丁目、里見が丘、西町3丁目、西町4丁目、西町5丁目、西町6丁目、西町7丁目、西町9丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町4丁目、美盛において事業地を変更する。